

利益相反管理方針

第1章 総則

第1条 (目的)

本方針は、ニューバーガー・バーマン株式会社（以下「当社」という。）、又は、本方針第3条第1項に規定する当社の関連会社（以下、当社と併せて「当社等」という。）が行う取引に伴って、顧客の利益が不当に害されることのないよう、適切な利益相反管理体制を整備することを目的とし、利益相反管理に関する基本的事項を定める。

第2条 (定義)

1. 「利益相反」とは、当社等と当社の顧客との間、又は、当社の顧客と当社等の他の顧客との間で生じる、当社の顧客の利益が不当に害される状況をいう。
2. 「金融商品関連業務」とは、当社が行う金融商品取引業及び金融商品取引法第35条第1項に規定する金融商品取引業に付随する業務をいう。
3. 「当社の顧客」とは、当社が行う金融商品関連業務に係る取引先（既に当社と取引関係にある者及び当社と取引関係に入る可能性のある者をいう。）をいい、個人であるか法人であるかを問わない。
4. 「親金融機関等」とは、当社の親会社等、親会社等の子会社等及び親会社等の関連会社等のうち、金融商品取引業者、銀行、保険会社及び外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業又は保険業を行う者のいずれかに該当する者として本方針第3条第1項に規定する者をいう。
5. 「対象取引」とは、当社等が行う取引に伴い、当社の顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

第3条 (適用範囲)

1. 利益相反管理の対象となる者の範囲に関して、当社の関連会社とは、Neuberger Berman Group LLCを最終親会社とする企業群とする。
2. 本方針は、当社等の役員及び従業員等が業務として行う、利益相反のおそれのあるすべての取引に適用する。なお、従業員等とは、従業員、契約社員、嘱託、派遣社員をいう。

第2章 利益相反管理体制

第4条 (利益相反管理体制)

1. 当社に利益相反管理部門及び利益相反管理統括者（以下、利益相反管理部門と合わせて「利益相反管理部門等」という。）を設置する。利益相反管理部門は法務・コンプライアンス部門、利益相反管理統括者は法務・コンプライアンス部門の責任者とする。利益相反管理部門等は本方針第5条に規定する責務を負う。
2. 利益相反管理部門等は、営業部門から独立した地位を保持し、利益相反管理について当社の他の部署からの指示を受けない。

第5条 (利益相反管理部門等の責務)

利益相反管理部門等は、以下の責務を負う。

- ① 対象取引の特定及びその管理に関する体制を統括するとともに、その適切性と有効性を定期的に検証・評価し、継続的に改善を行う。
- ② 対象取引につき、利益相反に該当するか否かを精査し、疑わしい場合には、当該取引を所管する部署等に対して調査を実施する。
- ③ 経営に重大な影響を与えるおそれのある取引、及び、当社の顧客の利益が著しく害されるおそれのある取引については、代表取締役等に速やかに報告を行う。
- ④ 対象取引の特定及びその管理の方法等について、適切に記録を作成して、少なくとも作成から5年間保存する。
- ⑤ 新規業務の開始等の際して、対象取引の有無、対象取引の特定及び管理の方法等について、その妥当性を検証する。
- ⑥ 利益相反管理統括者は、親金融機関等の取引を含め、利益相反管理に必要な情報を収集する。

第6条（役員及び従業員等の責務）

1. 当社の役員は、法令及び本方針等の利益相反管理に係る内部規程等に則り、当社等が行う取引に伴って、当社の顧客の利益が不当に害されることのないよう、適切な利益相反管理体制の整備に努める。
2. 当社の役員及び従業員等は、法令及び本方針等の利益相反管理に係る内部規程等に則り、当社等が行う取引に伴って、当社の顧客の利益が不当に害されることのないよう、適切な利益相反の管理についての認識を深めるよう努める。
3. 当社の役員及び従業員等は、その担当業務に係る取引等が対象取引に該当するおそれがあると疑われる場合は、利益相反管理統括者に報告する。

第3章 利益相反管理

第7条（対象取引の種類）

1. 対象取引の種類

- ① 当社の顧客の犠牲により、当社等又は当社等の顧客が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合（忠実義務型）
- ② 顧客以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘因を得る場合、又は将来得ることになる場合（忠実義務型）
- ③ 当社の顧客を相手方とする取引をする場合（自己代理型）
- ④ 当社の顧客の取引相手の側に立つ取引をする場合（双方代理型）
- ⑤ 当社の顧客と競合する取引を、当社等において、又は当社等の他の顧客のために行う場合（競合取引型）
- ⑥ 当社の顧客の非公開情報の利用等を通じ、当社等の利益を得る取引をする場合（情報利用型）
- ⑦ その他当社が利益相反のおそれがあると判断する取引

2. 各類型に対応した取引例

- ① 当社等が運用を受託しているファンドについて、当社が運用を受託している顧客の資産に組み入れる場合

- ② 当社等が運用を受託しているファンドが発行する有価証券について、当社が顧客に対して取得の勧誘を行う場合
- ③ 当社の役職員が、当社の顧客の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含む。）の供応を受ける場合
- ④ 当社等が組成するファンドについて、当社が運用を受託している顧客の資産に組み入れる場合
- ⑤ 当社等が組成するファンドが発行する有価証券について、当社が顧客に対して取得の勧誘を行う場合
- ⑥ 当社が運用を受託している顧客の資産との間で、当社等が保有する有価証券の売買を行う場合
- ⑦ 当社が運用を受託している顧客の資産と、当社等が運用を受託している他の顧客の資産との間で、有価証券の売買を行う場合
- ⑧ 当社等のいずれかが自己投資（シードマネー及び役職員による投資を含む。）を行っているファンドについて、当社が運用を受託している顧客の資産に組み入れる場合
- ⑨ 同一のファンドについて、当社が仲介する一の顧客に対しては購入の勧誘（又は当社の一任顧客口座において購入）を行い、異なる顧客に対しては解約の勧誘（又は当社の一任顧客口座において解約）を行う場合
- ⑩ 当社等から取得した顧客に関する非公開情報を利用して取引の勧誘を行う場合

第8条（対象取引の特定のプロセス等）

1. 当社の役員及び従業員等は、その担当業務に係る取引等が対象取引に該当するおそれがあると疑われる場合は、直ちに利益相反管理統括者に報告する。
2. 利益相反管理部門等は、前項の規定により利益相反管理統括者に報告された個々の取引について対象取引に該当するかを判断し、特定する。
3. 利益相反管理部門等は、前項の規定により特定された対象取引について、管理方法を決定し、当該管理方法を、必要な範囲で当社等の役員及び従業員等に周知徹底して、実施する。

第9条（対象取引の管理方法）

1. 対象取引の管理方法は、次に掲げる方法その他の措置を適宜選択し又は組み合わせて講じることにより行う。
 - ① 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
 - ③ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法（ただし、当社等が負う守秘義務に違反しない場合に限る。）
 - ⑤ その他当社が適切と考える方法

第4章 対象取引の特定及び管理に係る記録

第10条（対象取引の特定及び管理に係る記録）

利益相反管理部門等は、当社等における対象取引の特定及び管理について、適切に記録を作成して、少なくとも作成から5年間保存する。

第5章 その他

第11条（教育・研修等）

本方針の目的を達成するために、利益相反管理部門及び関係部は、当社において、利益相反管理に関する役員及び従業員等に対する教育・研修や、必要に応じて関連する規程、規則等の作成・改定などを継続的に行い、利益相反管理についての周知徹底を図る。

第12条（評価・改善）

当社は、利益相反管理体制の適切性と有効性を定期的に検証・評価し、親金融機関等に変動があった場合等、必要に応じて利益相反管理体制の改善を継続的に行う。

第13条（グローバルポリシー）

当社は、本方針に加え、必要に応じ Conflict of Interest Policy に従うものとする。

附 則

本方針は、平成24年9月11日より実施する。

本方針は、平成29年6月5日より実施する。

本方針は、平成30年6月1日より実施する。